

新旧対照表 補助金

新（改正後）	旧（改正前）
令和 2 年度 多文化都市八戸推進事業補助金交付要領 （趣旨） 第 1 条 （略） （中略） （補助金の交付決定等） 第 8 申請のあった対象事業の選定に当たっては、多文化都市八戸推進懇談会（以下「懇談会」という。）が、別に定める審査基準に基づき審査を行うこととする。 2 懇談会は、申請者に対しヒアリングを行うことができるものとする。 3 市長は、懇談会の審査結果を基に対象事業を決定し、規則第 5 条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第 6 号様式）により行うものとする。 4 市長は、補助金の交付の決定をしなかった場合は、補助金不交付決定通知書（別記第 7 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。 5 補助事業実施者は、補助事業を実施する際作成するチラシ、ポスター、プログラムなどの広報物に、<u>「令和 2 年度多文化都市八戸推進事業補助金交付事業」と表示をすること。</u> （以下、略）	平成 31 年度 多文化都市八戸推進事業補助金交付要領 （趣旨） 第 1 条 （略） （中略） （補助金の交付決定等） 第 8 申請のあった対象事業の選定に当たっては、多文化都市八戸推進懇談会（以下「懇談会」という。）が、別に定める審査基準に基づき審査を行うこととする。 2 懇談会は、申請者に対しヒアリングを行うことができるものとする。 3 市長は、懇談会の審査結果を基に対象事業を決定し、規則第 5 条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第 6 号様式）により行うものとする。 4 市長は、補助金の交付の決定をしなかった場合は、補助金不交付決定通知書（別記第 7 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。 5 補助事業実施者は、補助事業を実施する際作成するチラシ、ポスター、プログラムなどの広報物に、<u>「平成 31 年度 多文化都市八戸推進事業補助金」の交付を受けて実施する旨を記載するものとする。</u> （以下、略）